

令和3年度 公表

人事行政の運営等の状況について

令和3年度の人事行政の運営等について、次の項目に整理し公表します。

- ① 職員の任免及び職員数に関する状況
- ② 職員の競争試験及び選考の状況
- ③ 職員の給与の状況(別紙3)
- ④ 職員の定員管理の状況(別紙3)
- ⑤ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- ⑥ 職員の分限及び懲戒処分の状況
- ⑦ 職員のサービスの状況
- ⑧ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- ⑨ 職員の福祉及び利益の保護の状況

① 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況（令和2年4月2日 ～ 令和3年4月1日）

職 種	R2. 4. 1現在	退職者数	採用者数	職種変更等	R3. 4. 1現在
一般行政職	245 人	8 人	7 人	9 人	253 人
技術職	9 人	人	2 人	△ 2 人	9 人
保健師	12 人	人	2 人	△ 1 人	13 人
保育士	28 人	4 人	2 人	2 人	28 人
社会福祉士	2 人	人	人	人	2 人
管理栄養士	2 人	人	人	人	2 人
技能労務職	21 人	4 人	人	△ 1 人	16 人
合 計	319 人	16 人	13 人	7 人	323 人

*佐久広域連合[3人]、浅麓環境施設組合(一部事務組合)[1人]、水みらい小諸[6人]への派遣者は含みません。

*特別職は含みません。

*主査以上は一般行政職へ含まれます。(保健師、保育士は係長から)

(2) 事由別退職者数（令和2年度）

定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	出向等	計
11 人	1 人	4 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	16 人

(3) 部門別職員数（各年4月1日現在）

(単位：人)

区 分	部 門	職員数										増減数 H24→R3
		24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	3年	
一般行政部門	議 会	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0
	総 務	61	60	65	67	67	63	63	67	69	72	11
	税 務	25	25	25	24	24	23	22	21	22	21	△ 4
	労 働	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1
	農 林	21	20	20	18	18	20	19	19	20	18	△ 3
	商 工	8	8	8	8	11	10	10	10	11	11	3
	土 木	31	32	28	28	28	29	31	30	29	30	△ 1
	民 生	61	61	61	61	57	57	57	58	57	58	△ 3
	衛 生	31	27	27	28	28	28	30	26	29	26	△ 5
	小 計	244	239	240	240	239	236	238	238	244	243	△ 1
特別行政部門	教 育	50	51	50	49	47	46	47	46	45	50	0
	小 計	50	51	50	49	47	46	47	46	45	50	0
	普 通 会 計 計	294	290	290	289	286	282	285	284	289	293	△ 1
公営企業等 会計部門	水 道	18	19	19	19	19	18	18	16	6	5	△ 13
	下 水 道	11	10	9	9	8	8	8	9	9	9	△ 2
	そ の 他	15	16	15	15	17	17	15	14	15	16	1
	小 計	44	45	43	43	44	43	41	39	30	30	△ 14
	合 計	338	335	333	332	330	325	326	323	319	323	△ 15

注) 1 各年における総務省の定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 平成26年までは教育長を含みます。

② 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の実施状況（令和2年度実施）

試験区分	受験者数 (A)	合格者数 (B)	競争率 (A/B)
行政 I	29 人	2 人	14.5 倍
土木 I	1 人	1 人	1.0 倍
保育士 I	14 人	3 人	4.7 倍
保健師 I	2 人	2 人	1.0 倍
行政 II	11 人	2 人	5.5 倍
行政 III	1 人	1 人	1.0 倍
土木 II	1 人	0 人	- 倍
行政 IV	3 人	1 人	3.0 倍
行政 V	2 人	2 人	1.0 倍
土木 III	2 人	1 人	2.0 倍
保育士 II	3 人	0 人	- 倍
保健師 II	1 人	0 人	- 倍
合計	70 人	15 人	4.7 倍

(2) 選考採用の実施状況（令和2年度実施）

実施有り： 1名採用

◎令和2年度中の退職者は16人、令和3年4月1日には13人が新規採用（うち任期付職員1人）されたため3人の減員となりました。再任用職員については退職者のうち10人が再任用となり、再任用職員のうち2人が任期切れ、1人が特別職への身分移管となったため7人の増員となりました。以上より、合計4人の職員数の増となり、市長・副市長・教育長を除く職員数は323人（会計年度任用職員除く）となっています。

◎令和2年度に定員管理計画を制定しました。再任用職員や定年延長制度を見据え、適正な人員配置に努めます。

⑤ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般行政 教育行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

*学校における勤務時間、休憩時間及び休息時間については、校長が別に定めています。

(2) 休暇及び休業の状況

休暇は有給休暇と無給休暇に分かれ、有給休暇には事由を限らない年次休暇と、結婚、忌引、ボランティア活動など特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。

休業は比較的長期に渡って勤務を免除するもので、育児や介護のための休業があり、いずれも無給となります。

ア 休暇の取得状況

年次休暇	総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	11,465 日	3,541 日	295 人	12.0 日	30.9 %
平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	11,844 日	3,501 日	307 人	11.4 日	29.6 %

(年間を通じて勤務した職員を対象としています。育休者、途中退職等の職員は含みません。)

療養休暇 (連続30日以上)	延取得者数
	7 人

イ 休業の取得状況

育児休業・ 部分休業	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数	令和2年度中に新たに 育児休業が取得可能と なった職員
男	0 人	0 人	0 人	11 人
女	15 人	0 人	0 人	7 人
計	15 人	0 人	0 人	18 人

*前年度から引き続いて休業している職員を含みます。

エ 時間外(超過)勤務の状況

時間外勤務時間 (1人当たり)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	前年度比
	79.2 h	91.4 h	75.8 h	82.9%

*休日勤務を含む。

⑥ 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限及び懲戒処分の状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能力維持及び適正運営確保のために行われるのもです。

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行なわれるものです。

ア 分限処分数

(人)

分限の種類・処分事由		降任	免職	休職	降給	計	失職
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0	/	/	0	/
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	5	/	0	/
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0	/	/	0	/
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0	/	/	0	/
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号	/	/	0	/	0	/
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項	/	/	0	0	0	/
計		0	0	0	0	0	/
地公法第28条第4項により失職した者		/	/	/	/	/	0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者		/	/	/	/	/	0

*同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

*休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行なわれたものとみなして計上しています。

イ 懲戒処分数

(人)

分限の種類・処分事由		戒告	減給	停職	降給	計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0

*同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

⑦ 職員のサービスの状況

(1) サービスの状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

このサービス上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

ア 職員のサービス違反

(人)

区分	内容	処分等者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反	職員は、職務を遂行するに当たって、法令・条例等及び上司の職務命令に従わなければならない。	0
信用失墜行為の禁止違反	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	5
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。	0
職務に専念する義務違反	職員は、法令・条例に特別の定めがある場合を除き、勤務時間中、職務上の注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0
政治的行為の制限違反	職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	0
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	0
営利企業等の従事制限違反	職員は、任命件者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		0
公職選挙法違反		0
その他（上記に属さない職務上の非違行為）		8

イ 営利企業等の従事許可

許可件数	主な従事内容
5	水みらい小諸 調整業務 福祉体験教室 手話通訳業務 医療機関受診補助 手話通訳業務 工業統計調査 調査員 国勢調査 指導員

⑧ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実績（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

区分	研修対象	内 容 等	研 修 期 間	人員
一般研修	全職員	職員人権研修会(動画視聴)	3月13～31日	320
	全職員	情報セキュリティ研修	3月5～18日	320
	2講座			640
階級別研修	係長職	係長研修	7月22日	8
	新規採用職員予定者	新規採用職員等事前研修	3月6日	6
	新規採用職員ならびに更新該当職員	青色回転灯装着者パトロール実施者講習会	4月1日	18
	課長職	新規採用職員メンター制度所属長研修	5月21日	5
	新規採用職員、メンター職員	新規採用職員メンター制度研修	5月26日	11
	新規採用職員	新任職員人権同和教育研修会	10月26日	5
	新規採用職員	新規採用職員研修(後期課程)	9月9日	5
	部課長職員	部課長研修	11月13日	3
	入庁から5年(5年以上の未受講者含)の職員	一般職員研修	10月1日	4
	新規採用職員	新規採用職員基礎研修	12月3・4日	5
	主任以下職員	スキルアップ研修	11月30・12月1日	133
	部課長職員	日経地方創生フォーラム	2月1日	15
	係長以下職員	スキルアップ研修	3月18・19日	10
	新規採用職員予定者	新規採用職員等事前研修	3月1～3日	12
	部長職等	日本生産性本部地方創生フォーラム	3月24日	15
	13講座			255
専門研修	担当職員(建設課)	土木一般研修 基礎(技術Ⅰ)講座	6月16日	1
	担当職員(建設課)	土木一般研修 基礎(技術Ⅱ)講座	6月22日	1
	担当職員(建設課)	土木一般研修 基礎(全般)講座	7月10日	1
	担当職員(建設課)	土木専門研修 コンクリート	6月25日	2
	担当職員(税務課)	税務職員初任者研修	6月11・12日	4
	担当職員(財政課)	財産管理事務と契約実務研修	7月15日	3
	担当職員(商工観光課・建設課)	法制執務入門 法令文の表現	6月・7月	2
	担当職員(商工観光課・建設課)	法制執務入門 初めて作る改正規定	6月・7月	2
	担当職員(総務課)	公務員のための地方自治法(基礎編・発展編)	6月・7月	1
	担当職員(例規審査委員)	法制執務(基礎)研修	7月7・8日	7
	担当職員(財政課)	財政事務研修	8月4・5日	2
	担当職員(総務課)	新型コロナウイルス感染症対策研修会	9月7日	2
	担当職員(税務課・市民課 ほか)	コンプライアンス研修	9月17日	5
	担当職員(財政課・市民課)	ファシリテーション研修	9月24日	2
	担当職員(建設課)	土木専門研修 道路舗装	9月23日	2
	担当職員(建設課)	土木専門研修 盛土・擁壁工	8月28日	1
	担当職員(議会事務局)	議会書記事務研修	10月22日	3
	担当職員(収納管理室)	税務管理・徴収事務研修	11月10日	1

区分	研修対象	内 容 等	研 修 期 間	人 員
	担当職員(総務課)	人材育成専門研修	11月5日	1
	担当職員(税務課)	住民税事務研修	11月6日	2
	担当職員(例規審査委員)	法制執務(応用)研修	11月11日	7
	担当職員(企画課)	折衝力・交渉力研修	11月19・20日	1
	担当職員(市民課、企画課)	ヘビー・クレーム対応力向上研修	11月24日	3
	担当職員(労働安全衛生委員)	メンタルヘルス研修	11月25日	6
	担当職員(選管、議会、市民課ほか)	行政手続制度WEBセミナー	11月27日	21
	担当職員(スポーツ課、農林課、総務課)	段取り力強化研修	1月14日	3
	担当職員(危機管理課)	令和2年度防災と危機管理研修	2月8・9日	2
	担当職員(商工観光課、農林課、建設課)	業務改善研修	2月10日	3
	28講座			
その他	インターンシップ	小諸看護専門学校看護論実習	4月14日～10月22日	20
		佐久大学看護部	10月12日～15日	2
		佐久大学看護部	11月24日～26日	2
		小諸看護専門学校臨地実習	1月25日～3月23日	20

(2) 勤務成績の評定の状況

平成22年度より全職員に勤務評定を実施しています。

⑨ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

職員の健康管理のための各種健康診断を実施するとともに職員の心の健康づくりのためのメンタルヘルス事業も実施しています。

ア 定期健康診断

生活習慣病検診 (健康スクリーニング・人間ドック等)	285 人
-------------------------------	-------

検診名	受診者数	対象者
胸部らせんCT検診	73	40歳以上（希望者）
結核・肺がん検診	143	全職員
喀痰検診	0	希望者
胃検診	65	30歳以上（希望者）
乳房検診	17	40歳以上（偶数年齢希望者）
子宮頸部がん検診	33	20歳以上（偶数年齢希望者）
人間ドック	69	30歳以上（希望者）

(2) 小諸市職員共済会の掛金・補助金（令和2年度決算数値より）

職員が心身ともに健康で働けるよう、福利厚生事業を実施しています。

補助対象会員数	337 人
厚生事業分担金	0 千円
会員掛金（0.3%）	2,573 千円
助成金（公費補助率50%）	2,573 千円

(3) 公務災害の認定状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

職員の公務上の災害又は通勤による災害防止に努めるとともに、被災した職員に対して補償を行なっています。

区分		職員数	
公務災害	負傷	3	人
	(死亡)	0	人
	疾病	0	人
	(死亡)	0	人
通勤災害		0	人
	(死亡)	0	人
合計		3	人
	(死亡)	0	人

*死亡事案の件数は内数です。

*公務外・通勤災害非該当は含みません。

(4) 措置請求、不服申立ての状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

区分		前年度 未処理件数	要求及び 申立て件数	処理件数	今年度 未処理件数
措置請求	給与	0	0	0	0
	勤務時間・休暇	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
不服申立て	分限処分	0	0	0	0
	懲戒処分	0	0	0	0
	転任	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0

※小諸市等公平委員会より